

高槻桜台FC規約

第1条 (名称・所在地)

名称を高槻桜台FCといい、所在地を高槻市北大樋町15-1-319とする。

第2条 (目的)

当FCは、サッカーを通じ、少年の精神ならびに身体の健全な育成を計り、部員相互の協調を深め、一人一人にスポーツの喜びを伝えることを目的に、サッカーの指導を行う。

第3条 (入部資格)

本人及び保護者が当FCの趣旨に賛同される小1から小6までの男女とする。

第4条 (指導日時)

当FCがあらかじめ決めた曜日、時間に指導する。ただし夏休み等の期間中に遠征、試合など集中活動を行うことがある。

第5条 (入部手続)

入部希望者は、入部届けに必要事項を記入し署名、捺印の上、当FCに提出する。また入部届けは本規約の内容についての保護者の同意を兼ねるものとする。

第6条 (入部費用)

部費は

園児は年間	¥6,000円 ①
1・2年生は年間	¥18,000円
3・4年生は年間	¥24,000円
5・6年生は年間	¥30,000円とする。(但し学期ごとの分納可とし、また途中入部の場合は、月割りとする。)当FCは原則としていったん支払われた部費については返金しないものとする。

第7条 (自己負担)

部員の自己負担は試合会場までの交通費、食費、遠征費、ボール、レガース、運動靴、スパイク等の練習に必要な個人用具費とする。その他必要なものが生じた場合はその都度協議するものとする。

第8条 (更新)

部員は新年度ごとに、新しく入部届けを提出するものとする。

第9条 (退部及び除名)

当FCを退部する場合は、退部届けを必要としないが、代表者または担当コーチに伝える事とする。また当FCは、本規約に違反したり当FCの部員としてふさわしくないと判断した者を退部させることができる。

第10条 (日本サッカー協会選手登録)

当FCは6年生・5年生を対象に、入部届けを受領した選手は日本サッカー協会の選手登録を行います。登録された選手は、他のチームでの活動(2重登録)が出来ません。

第11条 (保険及び事故責任)

部員は入部時及び更新時にスポーツ障害保険に加入する。(当FCの活動中及び部員の往復経路における事故に適用される。)当FC活動中における事故については当該スポーツ障害保険の保障範囲でのみ補償する。

第12条 (免責)

当FC内で起きた事故、トラブル、盗難については当FCは一切責任を負わない。また当FC及び当FCが引率(電車、バス、自家用車、自転車での移動)を依頼した第三者に対しても責任を追及しないものとする。

第13条 (議決)

当FCの規約変更及びその他の決定事項に関しては、コーチ会議にて協議し代表者が最終決定する事とする。

第14条 (発効)

本規約は、平成23年3月21日より発効する②
令和3年4月1日より発効する。③

—改定— ① 追記 令和3年2月15日
② 抹消 令和3年2月15日
③ 変更 令和3年2月15日